

旅行条件書

この旅行は京王電鉄バス株式会社が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書及び標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

旅行契約の成立は当社らが契約の締結を承諾し、申込金又は旅行代金を受理したときに成立したものとします。

当社は、天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

お客様は下記に示す旅行代金に対する比率または所定の取消料を支払うことにより、旅行契約を解除することができます。

出発 1 1 日前以前	無料
出発 1 0 日前にあたる日から 8 日前まで	2 0 %
出発 7 日前にあたる日から 2 日前まで	3 0 %
出発前日	4 0 %
当日出発前	5 0 %
出発後または無連絡不参加	1 0 0 %

当社は、次の場合においてお客様に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。

お客様の代金不払い、申し込み条件不適合、病気等により旅行の円滑な実施が不可能なとき、天変地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、その他当社の関与し得ない事由
添乗員は同行いたしません。

最少催行人員 2 5 名

前日 1 8 時まで申し込みのお客様がいない場合は運行いたしません。

旅行契約時の個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において提供するサービスの手配及び受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を扱う旅行会社・営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者におたずねください。

旅行企画・実施・販売 京王電鉄バス株式会社

旅行業務取扱管理者 多賀一雄

東京都府中市晴見町 2-22

東京都知事登録旅行業第 2-5208 号

社団法人全国旅行業協会正会員